

※この法令は廃止されています。
平成十五年政令第三百八十六号

少子化社会対策会議令

内閣は、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第十九条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（会長）

第一条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第二条 少子化社会対策会議の庶務は、内閣府子ども・子育て本部に置かれる統括官が処理する。

（雑則）

第三条 前二条に定めるもののほか、議事の手続その他少子化社会対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が少子化社会対策会議に諮って定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、少子化社会対策基本法の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。

附 則

（平成二十七年三月三十一日政令第一五七号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

（令和五年三月三〇日政令第二二八号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（少子化社会対策会議令等の廃止）

2 次に掲げる政令は、廃止する。

一 少子化社会対策会議令（平成十五年政令第三百八十六号）